

道路占用者 各位

彦根市長 和田 裕行

「彦根市道路占用料徴収条例」の一部改正に伴う道路占用料の改定について

平素は本市の道路行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 12 月 19 日公布、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます「彦根市道路占用料徴収条例」の一部改正に伴い、道路占用料の単価を下記のとおり改めます。令和 6 年 4 月 1 日以降に占用を開始または継続するものは、改正後の占用料が適用となりますので、ご留意願います。なお、道路占用料の改定により、彦根市法定外公共物占用料も変更となりますので、併せてご留意願います。

記

○ 主な道路占用料の単価変更

物件名	単位	現行単価	改正後単価
電柱（第 2 種電柱）	1 本につき 1 年	790 円	870 円
電話柱（第 1 種電話柱）	1 本につき 1 年	460 円	510 円
その他の柱類	1 本につき 1 年	46 円	51 円
郵便差出箱および信書便差出箱	1 個につき 1 年	380 円	420 円
地下埋設管（外径が 0.07m 未満）	長さ 1m につき 1 年	19 円	21 円
地下埋設管（外径が 0.07m～0.1m）	長さ 1m につき 1 年	27 円	30 円
上空に設ける通路	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	930 円	900 円
看板（アーチであるものを除く。） その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,900 円	1,800 円
工事用足場	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	190 円	180 円

※ 上記以外の道路占用料の単価につきましては、別紙「道路占用料改定表」よりご確認ください。

道 路 占 用 料 改 定 表

別紙

改正単価 (令和6年4月1日以降)				現 行			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	570円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	510円
	第2種電柱	1年	870円		第2種電柱	1年	790円
	第3種電柱		1,200円		第3種電柱		1,100円
	第1種電話柱		510円		第1種電話柱		460円
	第2種電話柱		810円		第2種電話柱		730円
	第3種電話柱		1,100円		第3種電話柱		1,000円
	その他の柱類		51円		その他の柱類		46円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき		5円		共架電線その他上空に設ける線類
	地下に設ける電線その他の線類	1年	3円		地下に設ける電線その他の線類	1年	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	490円		路上に設ける変圧器	1個につき 1年	450円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	300円		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	270円
変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき 1年	1,000円	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき 1年	910円		

	郵便差出箱および信書便差出箱		<u>420 円</u>		郵便差出箱および信書便差出箱		<u>380 円</u>
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1,800 円</u>		広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1,900 円</u>
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1,000 円</u>		その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>910 円</u>
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>21 円</u>	法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>19 円</u>
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		<u>30 円</u>		外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		<u>27 円</u>
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		<u>45 円</u>		外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		<u>41 円</u>
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		<u>61 円</u>		外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		<u>55 円</u>
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		<u>91 円</u>		外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		<u>82 円</u>
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		<u>120 円</u>		外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		<u>110 円</u>
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		<u>210 円</u>		外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		<u>190 円</u>
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		<u>300 円</u>		外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		<u>270 円</u>
	外径が 1 メートル以上のもの		<u>610 円</u>		外径が 1 メートル以上のもの		<u>550 円</u>

法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	3 円	法第 32 条第 1 項第 3 号および第 4 号に掲げる施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	910 円	
		道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1 本につき 1 年	810 円				
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	510 円				
			地下に設けるもの		300 円				
		その他のもの			1,000 円				
法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設				占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,000 円	法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が 1 のもの	A に 0.004 を乗じて得た額
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が 2 のもの	階数が 1 のもの	平方メートルにつき 1 年	A に 0.006 を乗じて得た額				階数が 2 のもの
								A に 0.008 を乗じて得た額	

		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			900円		上空に設ける通路			930円
	地下に設ける通路			540円		地下に設ける通路			560円
	その他のもの			1,000円		その他のもの			910円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	18円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	19円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	180円		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	190円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180円	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円
	標識			1本につき1年	810円	標識			1本につき1年
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一	1本につき1日	18円		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一	1本につき1日	19円

		時的に設けるもの					時的に設けるもの		
		その他のもの	1本につき1月	<u>180円</u>			その他のもの	1本につき1月	<u>190円</u>
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>18円</u>		幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>19円</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>180円</u>			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>190円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,800円</u>		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,900円</u>
		その他のもの		<u>900円</u>			その他のもの		<u>930円</u>
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000円</u>		政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>910円</u>
	政令第7条第3号に掲げる施設			Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		政令第7条第3号に掲げる施設			Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額

政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1	180円	政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1	190円		
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設		月	100円	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設		月	91円		
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額		上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.011を乗じて得た額
その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額	その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額		

政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額

政令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
政令第7条第14号に掲げる施設		Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額			